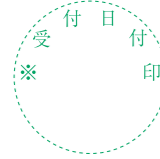


# 記入例

◎申告期限は三月十五日です。  
 なお、所得税の確定申告書を提出された方はこの申告書を提出する必要はありません。



令和5年度分  
 岩倉市長殿 令和 年 月 日 提出  
 市民税 申告書

受付者 入力者

個人番号

1月1日の住所 **現住所と異なる場合はご記入ください。**

現住所 **岩倉市栄町一丁目66番地** 業種又は職業

フリガナ **イワクラ タロウ** 電話番号 **0587-38-5806**

氏名 **岩倉太郎** 生年月日 **明・大・09・平・令 30年3月3日生** 世帯主名及び続柄 **岩倉太郎 続柄 本人**

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	源泉徴収票より 国民健康保険税	支払った保険料 76,800 23,200
15 生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計 旧長期損害保険料の計
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
17~19 障害者控除	障害の程度 1 岩倉一郎 3 級度	
21~22 配偶者控除	配偶者氏名 岩倉花子 合計所得金額 0	
23 扶養控除	氏名 岩倉一郎 収入がなかった場合は、「0」とご記入ください。	
16 65歳未満の扶養親族	氏名 氏名 氏名	
26 雑損控除	損害の原因 損害金額	損害を受けた資産の種類 差引損失額のうち災害関連支出の金額
27 医療費控除	支払った医療費 120,000	保険金などで補填される金額 10,000

1 収入金額等	事業所得 不動産所得 利配給 雑業 その他 総合譲渡一時	金額	
2 所得金額	事業所得 不動産所得 利配給 雑業 その他 総合譲渡一時	金額	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、ひとり親控除 勤労学生、障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除 基礎控除 雑損控除 医療費控除 合計	金額	100,000 70,000 5,800 260,000 330,000 430,000 1,525,800 10,000 1,535,800
5 給与・公的年金等に係る所得以外	給与・公的年金等	金額	2,100,000

太枠内は必須

# 令和5年度 市民税・県民税申告の手引き

申告書提出の期限 **3月15日**

〒482-8686  
 岩倉市栄町一丁目66番地  
 岩倉市役所税務課市民税グループ宛

市県民税申告書在中

※郵送の場合は封筒に貼ってご利用ください。

市民税・県民税は、令和4年1月~令和4年12月(以下「前年中」という。)の所得について課税されます。本紙をよくお読みいただき、早めに申告書をご提出ください。  
 なお、「市民税・県民税申告書」は必要な書類を添付して、岩倉市役所総務部税務課まで郵送で提出することもできます。

### ◆市民税・県民税の申告が必要な人

- 令和5年1月1日現在、岩倉市に住所のある人で前年中に所得のあった人  
ただし、下記の「◆この申告書を提出する必要のない人」を除きます。
- 岩倉市内に住んでいない人で、令和5年1月1日現在、岩倉市内に事務所・事業所、又は家屋敷を有している人
- 前年中に所得のない人は、「所得証明書」等の交付に必要な資料となりますので、申告書②の欄に「0」と記入のうえ、提出してください。
- 国民健康保険に加入している人で、下記の「◆この申告書を提出する必要のない人」のいずれにも当てはまらず扶養にも入っていない人は、所得の有無にかかわらず、申告書を提出してください。

### ◆この申告書を提出する必要のない人

- 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- 前年中の収入が給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人(勤務先の給与担当者にご照会ください。)
- 前年中の収入が公的年金等のみの人

## 市民税・県民税の流れ

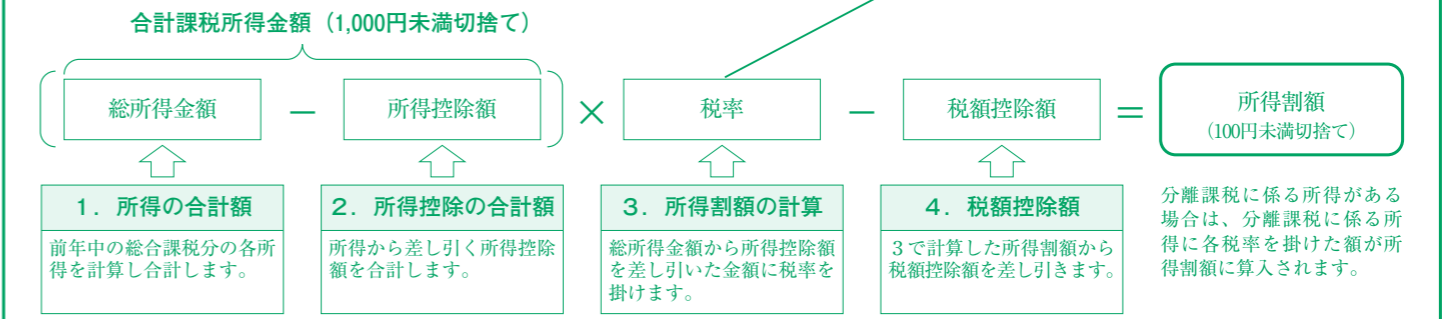
市民税・県民税には、納税義務のある人が均等に負担する「均等割(5,500円)」と前年の所得に応じて負担する「所得割」とがあり、その合計額が年税額となります。

### 市民税・県民税 税率表

市民税	県民税
6%	4%

$$\text{年税額} = \text{均等割額 } 5,500\text{円} + \text{所得割額}$$

### 所得割額の計算方法



### 調整控除

税源移譲によって市民税・県民税と所得税の税率が改正された際に、市民税・県民税の方が基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く、負担増となったことから、これを調整するために所得割額から控除されるものです。  
 ただし、前年中の合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。

合計課税所得金額 (*1) が200万円以下の場合	合計課税所得金額 (*1) が200万円超の場合
①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3%、県民2%) ① <del>5万円</del> = 「所得税との人的控除額の差の合計額 (*2)」 を加算した金額 ②住民税の合計課税所得金額	①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (市民税3%、県民2%) ① <del>5万円</del> = 「所得税との人的控除額の差の合計額 (*2)」 を加算した金額 ②住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

- \*1 合計課税所得金額とは、課税総所得金額(給与・年金・営業等・不動産などの所得から、社会保険料・生命保険料・扶養などの所得控除を差し引いた金額)と課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額のことをいいます。
- \*2 所得税との人的控除額の差の合計額とは、所得税と市民税・県民税における扶養控除等の控除額の差の合計額をいいます。詳しくは右記の「所得税との人的控除額の差」をご覧ください。

### 所得税との人的控除額の差

控除の種類	金額	
基礎控除	5万円	
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
寡婦控除	1万円	
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

所得の種類		所得の内容	所得の計算	添付書類
事業	営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、運輸業、修理事業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得	収入金額－必要経費－事業専従者控除額	収支内訳書
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が経営する家畜、その他これらに類するもの酪農品の生産などの事業から生ずる所得		
不動産		貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸地、借地権設定などから生ずる所得		
利子		日本国外の銀行等に預けた預金の利子、外国市場・ユーロ市場において発行された債権のうち、指定証券会社に設けられる「外貨証券取引口座」を通じて受けとられる利子、東京市場で発行される債権のうち、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行等により発行されたものの利子	収入金額＝所得金額	
配当		株式配当、出資配当、投資分配、剰余金分配など	収入金額－負債の利子	借入先の明細書等
給与		給与賃金、歳費、賞与などの所得	※1 給与と所得金額の求め方	源泉徴収票
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給などの所得	※2 公的年金等の所得金額の求め方	源泉徴収票
	業務	原稿料、講演料などの副収入による所得		
	その他	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引など、上記以外のものによる所得	収入金額－必要経費	収入と経費のわかる書類
総合課税の譲渡		田、畑、宅地、借地権などを他人に譲った場合に生ずる所得 短期 取得してから5年以内に譲渡した場合 長期 取得してから5年を超えて譲渡した場合	収入金額－必要経費－特別控除	売買契約書等
一時		賞金、懸賞当せん金、競輪、競馬の払戻金、生命保険金などの所得	(収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2	

#### 所得控除 所得から差引かれる金額

区分	控除の内容	控除額	添付書類
社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族が負担することになっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの社会保険料で、あなたが支払った保険料	支払金額の全額	控除証明書
小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金と心身障害者扶養共済掛金		
生命保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者や親族を受取人とする生命保険契約について、あなたが支払った保険料(契約者配当金を差し引いた残りの金額)	※3 生命保険料控除の求め方	
地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料(契約者配当金を差し引いた残りの金額)	※4 地震保険料控除の求め方	

寡婦、ひとり親控除	配偶者関係		死別、生死不明	離婚	未婚のひとり親			
	居住者の合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下			
	女性	扶養親族						
	有	子(ひとり親)	30万円	30万円	30万円			
		子以外(寡婦)	26万円	26万円	－			
	無(寡婦)		26万円	－	－			
		男性	扶養親族	有	子(ひとり親)	30万円	30万円	30万円
					子以外	－	－	－
		無	－	－	－			

勤労学生控除	あなたが勤労学生であって、自分の勤労による所得以外の所得が10万円を超えず、かつ、合計所得金額が75万円を超えないとき	26万円	学生証の写し
障害者控除	あなた又はあなたの扶養親族が身体障害者、知的障害者又は心身喪失の常況にある者、いつも病床にいて、複雑な看護を受けなければならない者であるとき	30万円	障害者手帳 または 障害者控除 対象者認定書
	特別障害者		
	同居特別障害者	精神障害者保健福祉手帳1級 介護保険要介護4・5	53万円
	その他の障害者	26万円	

配偶者(特別)控除	配偶者控除：あなたの配偶者で前年中の合計所得が48万円以下の者 配偶者特別控除：あなたの配偶者で前年中の合計所得が48万円超133万円以下の者	※5 配偶者(特別)控除の求め方	
-----------	--	------------------	--

扶養控除	あなたの扶養親族で生計を一にする親族		
	年少	満16歳未満(平成19年1月2日以降出生)	0円
	一般	満16歳以上19歳未満(平成16年1月2日～平成19年1月1日出生)	33万円
		満23歳以上70歳未満(昭和28年1月2日～平成12年1月1日出生)	
	特定	満19歳以上23歳未満(平成12年1月2日～平成16年1月1日出生)	45万円
老人同居老親	70歳以上(昭和28年1月1日以前出生)	38万円	
		45万円	

基礎控除	合計所得金額により、納税義務者から一律で控除されます ※合計所得金額が2,500万円を超える者を除く	43万円 (合計所得金額が2,400万円以下の場合)	
------	---	-------------------------------	--

雑損控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族が災害などより住宅や家財などに損害を受けた場合	差引損失額－(総所得金額等の金額×10%) と  差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円  とのいずれか多い金額	警察などの証明書 (被害願)
------	--	--	-------------------

医療費控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のために医療費を支払った場合	医療費－保険金等で補填される金額－総所得金額の5% または10万円のいずれか少ない金額(最高200万円)	医療費控除の 明細書 ※領収書の添付 などは不可
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	次の1から5のいずれかを受けている方 1 特定健康診査(いわゆるメタボ健診) 2 予防接種 3 定期健康診断(事業主健診) 4 健康診査(いわゆる人間ドックなど) 5 がん検診	・医療費控除の明細書 ・健診を受けたことがわかる書類 など

#### ※1 給与と所得金額の求め方

給与と収入金額		給与と所得金額	給与と収入金額		給与と所得金額	
55万円未満		0円	162.8万円以上	180万円未満	収入金額÷4,000(小数点以下切捨)×2,400+10万円	
55.1万円以上	161.9万円未満	収入金額－55万円	180万円以上	360万円未満	収入金額÷4,000(小数点以下切捨)×2,800－8万円	
161.9万円以上	162万円未満	106.9万円	360万円以上	660万円未満	収入金額÷4,000(小数点以下切捨)×3,200－44万円	
162万円以上	162.2万円未満	107万円	660万円以上	850万円未満	収入金額×0.9－110万円	
162.2万円以上	162.4万円未満	107.2万円	850万円以上		収入金額－195万円	
162.4万円以上	162.8万円未満	107.4万円				

#### 所得金額調整控除

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与と所得の金額から差し引きます。

(1) 納税者本人が特別障害者である (2) 22歳以下の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する  
所得金額調整控除＝|給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円|×0.1

② 給与と所得及び公的年金等雑所得があり、その合計金額が10万円を超える場合は、次の所得金額調整控除を給与と所得の金額から差し引きます。  
所得金額調整控除＝(給与と所得＋公的年金等雑所得)－10万円 (給与と所得及び公的年金所得が10万円を超える場合は10万円)

#### ※2 公的年金等の所得金額の求め方

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の者 昭和33年1月1日 以前出生	330万円以下	収入金額－110万円	収入金額－100万円	収入金額－90万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×0.75－27.5万円	収入金額×0.75－17.5万円	収入金額×0.75－7.5万円
	410万円超 770万円以下	収入金額×0.85－68.5万円	収入金額×0.85－58.5万円	収入金額×0.85－48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95－145.5万円	収入金額×0.95－135.5万円	収入金額×0.95－125.5万円
65歳未満の者 昭和33年1月2日 以降出生	130万円以下	収入金額－60万円	収入金額－50万円	収入金額－40万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×0.75－27.5万円	収入金額×0.75－17.5万円	収入金額×0.75－7.5万円
	410万円超 770万円以下	収入金額×0.85－68.5万円	収入金額×0.85－58.5万円	収入金額×0.85－48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×0.95－145.5万円	収入金額×0.95－135.5万円	収入金額×0.95－125.5万円
	1,000万円超	収入金額－195.5万円	収入金額－185.5万円	収入金額－175.5万円

#### ※3 生命保険料控除の求め方

【新制度】(平成24年1月1日以降に締結) 新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料

支払った保険料等の金額	控除額
12,000円以下	支払った保険料等の金額(※)
12,001円～32,000円	※の合計額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	※の合計額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

【旧制度】(平成23年12月31日以前に締結) 旧生命保険料又は旧個人年金保険料

支払った保険料等の金額	控除額
15,000円以下	支払った保険料等の金額(※)
15,001円～40,000円	※の合計額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	※の合計額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

#### ※4 地震保険料控除の求め方

支払った保険料等の金額	控除額	
①地震保険料	50,000円以下	支払った保険料等の金額×1/2
	50,001円～	25,000円
②旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料等の金額(※)
	5,001円～15,000円	※の合計額×1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円

#### ※5 配偶者(特別)控除の求め方

控除区分	配偶者の年齢	納税者本人の合計所得金額					
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超		
配偶者控除	48万円以下	70歳未満 昭和28年1月2日以降出生	33万円	22万円	11万円	－	
		70歳以上 昭和28年1月1日以前出生	38万円	26万円	13万円	－	
		48万円超	100万円以下	33万円	22万円	11万円	－
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円	－
		105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円	－
		110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円	－
		115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円	－
		120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円	－
		125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円	－
		130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円	－
		133万円超		－	－	－	－

#### 税額控除 税金から差引かれる金額

寄附金控除	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合		
	都道府県、市区町村分	指定対象分	都道府県、市区町村又は特別区のうち、ふるさと納税対象の団体に寄附を行った場合
	住所地の共同募金会、日赤支部分	指定対象外分	都道府県、市区町村又は特別区のうち、ふるさと納税対象外の団体に寄附を行った場合
	条例指定分	都道府県、市区町村	愛知県共同募金会又は日本赤十字の支部に対して寄附を行った場合 愛知県、岩倉市が条例で定める法人又は団体に対して寄附を行った場合

#### ①と②の両方がある場合

①と②の控除額合計が25,000円以下	①と②の控除額合計
①と②の控除額合計が25,001円以上	25,000円